（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（請求書等の記載事項） **第六十二条**　第一章から第三章までの規定（第六条、第二十一条、第三十六条及び第五十一条を除く。次条において同じ。）によって提出する請求書又は届書（次条において「請求書等」という。）には、請求又は届出の年月日を記載しなければならない。	（請求書等の記載事項） **第六十二条**　第一章から第三章までの規定（第六条、第二十一条、第三十六条及び第五十一条を除く。次条において同じ。）によって提出する請求書又は届書（次条において「請求書等」という。）には、請求又は届出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。